

# 富山市消防用設備等の運用基準

富山市消防局

## ●目 的

この基準は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## ●用 語

- 1 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 「条例」とは、富山市火災予防条例（平成 17 年富山市条例第 292 号）をいう。
- 5 「規則」とは、富山市火災予防規則（平成 17 年富山市規則第 249 号）をいう。
- 6 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 7 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 8 「J I S」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。
- 9 「耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 10 「準耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 11 「防火構造」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 12 「不燃材料」とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 13 「準不燃材料」とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 14 「難燃材料」とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 15 「防火設備」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
- 16 「特定防火設備」とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 17 「防火ダンパー」とは、建基令第 112 条第 21 項に規定する構造の特定防火設備をいう。
- 18 「認定品」とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等機械器具又はこれらの部分である機械器具をいう。
- 19 「受託評価品」とは、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する検定対象機械器具及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。
- 20 「評定品」とは、一般財団法人日本消防設備安全センターにより性能評定を受けた消防防災の用に供する設備機器をいう。

## ●目次

基準1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	100
基準2	収容人員の算定に関する基準	200
基準3	政令第8条第1号に規定する区画等の取扱いに関する基準	300
基準4	政令第8条第2号の取扱いに関する基準	400
基準5	建築物の棟、床面積及び階の取扱い基準	500
基準6	無窓階の取扱い基準	600
基準7	建築確認時における共同住宅の収容人員算定基準（削除）	700
基準8	水圧開放装置等の取扱いに関する基準（削除）	800
基準9	共同住宅等に係る消防設備等の取扱いに関する基準（削除）	900
基準10	仮設建築物に係る消防設備等の取扱いに関する基準	1000
基準11	卸売専業店舗等に係る消防用設備等の取扱いに関する基準（削除）	1100
基準12	2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準（削除）	1200
基準13	2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準（削除）	1300
基準14	出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	1400
基準15	電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準	1500
基準16	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	1600
基準17	敷地内の消火活動上の施設等	1700
基準18	屋内消火栓設備に関する基準	1800
基準19	非常電源に関する基準	1900
基準20	スプリンクラー設備に関する基準	2000
基準21	泡消火設備に関する基準	2100
基準22	不活性ガス消火設備に関する基準	2200
基準23	ハロゲン化物消火設備に関する基準	2300
基準24	粉末消火設備に関する基準	2400
基準25	屋外消火栓設備に関する基準	2500
基準26	動力消防ポンプ設備に関する基準	2600
基準27	自動火災報知設備に関する基準	2700
基準28	非常警報設備に関する基準	2800
基準29	漏電火災警報器に関する基準	2900
基準30	ガス漏れ火災警報設備に関する基準	3000
基準31	避難器具に関する基準	3100
基準32	避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準	3200
基準33	誘導灯及び誘導標識に関する基準	3300
基準34	消防用水に関する基準	3400
基準35	排煙設備に関する基準	3500
基準36	連結散水設備に関する基準	3600
基準37	連結送水管に関する基準	3700
基準38	非常コンセント設備に関する基準	3800
基準39	無線通信補助設備に関する基準	3900
基準40	フード・ダクト・レンジ用等の簡易自動消火装置に関する基準	4000
基準41	自走式及び機械式自動車車庫に対する消防用設備等の取扱基準	4100
基準42	倉庫等の防火安全対策等に関する指導基準	4200
基準43	既存防火対象物の型式失効に係る取扱いに関する基準（削除）	4300
基準44	消火器具に関する基準	4400
基準45	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）に関する基準	4500